

徳島市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年徳島市条例第 2 3 号）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年徳島市告示第 2 1 号において別途市長が告示で指定する期日まで延長するとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所（納税者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 0 月 3 1 日とする。

令和 7 年 1 0 月 1 日

徳島市長 遠 藤 彰 良

| 都道府県名 | 地 域                                          |
|-------|----------------------------------------------|
| 石 川 県 | 輪 島 市<br>珠 洲 市<br>鳳 珠 郡 穴 水 町<br>鳳 珠 郡 能 登 町 |